

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年1月25日（水）午後2時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（19人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 12番 貫見 和洋

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第34号 農地法第3条許可申請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年度第10回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
| 本日の総会に、12番の貫見和洋委員からインフルエンザに罹ったとのことで欠席届が出
| されました。
| 本日の総会は、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。
|
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する会議録署名委員ですが、
| 議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
全委員 | なし。

議 長 それでは異議ないということですので、14番の猪鹿倉昭雄委員と15番の落司順一委員を指名致します。
宜しくお願い致します。

事務局長 それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

議 長 会務報告と説明

議 長 只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 発言なし

議 長 会務報告を終わりました付議事項に入ります。議案第34号農地法第3条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号17号の譲渡人は、M・Mさん愛知県在住の方です。経営規模は、自作地2,025㎡です。申請地は、城元大田中1143番1、地目は台帳現況とも田、地積は1,496㎡。次に神川下平44番1、地目は台帳現況とも畑、地積は529㎡です。合計2,025㎡です。贈与ということですが、譲受人は、G・YさんでH自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地4,389㎡を耕作されています。調査委員は、4番の木原委員となっております。権利の取得要件等を中心に調査報告をお願いします。

議 長 木原委員調査報告をお願いします。

4番木原委員 この案件は、譲渡人と譲受人は従兄弟の関係でありまして、Yさんの兄さんの家族の相続人がこのMさん一人になりまして、町内にある田と畑をYさんに贈与するという申請がされたものであります。Yさんは現在 歳で甘藷、バレイショ、高菜などを作っていますが、田については現在ハウスがありますのでインゲンを中心に作りたいということであり、畑についてはビジンショウを植えて花卉生産に努めるとのことでした。この畑は城ヶ崎の人家の上でありまして、不便地であります。ビジンショウが既に植えてあります。許可要件のうち農業機械については、トラクターはないが必要があれば親戚からいつでも借りられるということで、現在は耕運機や管理機で耕作しているとのことでした。労働力につきましても、夫婦とも大変元気でやっていくということであり、この方は元役場にいた時から農業をされていらっしやいましたので、技術力は充分あるということで許可要件は満たしていると思われまます。宜しく申し上げます。

議 長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 発言なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、農地法第3条許可申請、受付番号17号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号17号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号18号の譲渡人は、F・MさんN自治会の方です。経営規模は、自作地330㎡です。申請地は、田代麓須崎680番、地目は台帳現況とも田、地積は330㎡です。本件は、売買となっております。譲受人は、A・TさんでU自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地10,458㎡、小作地2,683㎡を耕作されています。譲受者の住まいはU自治会となっておりますが、農業の主体はN自治会で行っていらっしやるようございますので調査委員は、8番の鍋委員をお願いします。権利の取得要件を中心に報告ください。

議 長 鍋委員調査報告をお願いします。

8番 鍋委員 調査報告を行います。今回の案件は、F・MさんとA・Tさんの父であるSさんという方の間で起きました。Aさんは現在 歳で建設業関係に勤められて、農業はSさん夫婦が水稲50aと生産牛6頭を経営されています。Aさんは休日及び農繁期に手伝いをされており、ゆくゆくは後継者とのことでした。

Mさんは、 代後半の方で現在一人暮らしです。主人を亡くされて、子供さんは3人で息子さんは東京に在住、娘さん2人は鹿屋市に在住しており普段から面倒を見ているとのことでした。

今回の場所は、田代中央運動場のテニスコート側のフェンスのすぐ横にあり、これまではMさんが自家菜園として使っておられました。そしてすぐ隣には、今回の対象者であるTさんの飼料畑があります。又、親しくされておりMさんとTさんは同じ集落内の隣近所に住まわれており、今回相談を受けたということです。

Mさんの子供さん方は、売買に関しては3人とも了承しておられるということでした。

申請者がA・Tさんとなっている理由は、Sさんが 歳であるため、今後後継者移譲を視野に入れるとのことでした。農地法第3条許可申請書につきましては、下限面積、農業機械の装備、労働力、技術力、又農地の利用状況等全て問題は無いと判断されました。

最後に売買価格は、全部で15万円で成立したとのことでした。宜しくご審議ください。

議 長 調査報告を頂きましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは農地法第3条許可申請、受付番号18号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成ですので農地法第3条許可申請、受付番号18号は許可することに決定しました。

以上で議案第34号、農地法第3条許可申請を終わりにして、次に議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について提案します。説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画利用権設定の受付番号346号から364号までを提案します。

受付番号346号の貸し人は、K・HさんでH自治会の方です。

申請地は、田代川原四本松1960番、地目は畑、地積は5,891㎡です。

期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。

小作料は、10a当たり5千円です。

借り人は、K・OさんでS自治会の方です。新規です。

OさんはS自治会に居住ということですが、農業は辺志切地区を中心にされていますので、調査委員は1番の近川委員をお願いします。Oさんの営農に関する権利の取得要件について補足ある関係委員がありましたら、追加報告をお願いします。

次に受付番号347号の貸し人は、T・Tさん、大阪府在住の方です。

申請地は、田代川原四本松1959番3、地目は畑、地積は3,687㎡です。

期間は、平成24年2月1日から平成28年12月14日までとなっています。

小作料は、10a当たり5千円です。

借り人は、N生産組合でM町の事業所です。新規です。

調査委員は、1番の近川委員となっています。

次に受付番号348号の貸し人は、H・Oさん、愛知県在住の方です。

申請地は、城元坪内688番1、地目は田、地積は836㎡です。

期間は、平成24年2月1日から平成26年12月14日までとなっています。

小作料は、2万円です。

借り人は、M・Kさん六反田自治会の方です。新規です。

調査委員は、4番の木原委員となっています。

次に受付番号349号の貸し人は、T・Aさん、N自治会の方です。
申請地は、田代麓中村ノ下3091番1、地目は田、地積は2,794㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり5千円です。
借り人は、H・Yさん山下自治会の方です。新規です。
調査委員は、9番の樋渡委員です。

次に受付番号350号の貸し人は、T・Yさん、F自治会の方です。
申請地は、馬場田ノ神後1642番、地目は田、地積は1,004㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、2万円です。
借り人は、Y・AさんO自治会の方です。新規です。
調査委員は、10番の平原委員です。

受付346号から350号までを提案しました。
各調査委員は、権利の取得に関する要件を中心にご報告頂きたいと思ひます。

議長 近川委員、木原委員、樋渡委員、平原委員の順に調査報告をお願いします。権利の取得に関する要件をお願いします。

1番 近川委員 はい。1番。K・Oさんは、只今の説明のとおり大根占のS自治会でございますが、農地は畜産団地の田代川原の四本松という処であります。ここで野菜を中心にされるということでございます。調査したところ兼業であります。農業への取組みは一生懸命でございます。要件としましては、農業機械もトラクター、軽トラックなど色々な作業機械も揃っております。意欲と能力は、充分あるかと思ひます。農地の利用状況についても綺麗にされており、素晴らしい農地となっております。別にチェックするようなことはございませんでした。

それからN生産組合ですが、いわゆるJセンターですが、ここはM町になってはいますがけれども、農地はほとんど田代の方を利用されており、この四本松も畜産基地の団地内です。周りも綺麗にされ周囲にも迷惑をかけないような状況です。機械の装備、農地の利用状況も綺麗にされており。意欲と能力もござい。ここも何ら指摘するようなことはござい。皆様の検討をお願いします。

4番 木原委員 受付番号348号につきましては、永年M自治会のK・Kさんが昔からの知り合いということで耕作されていましたが、高齢になったために耕作できないということで相談を受けていました。荒地になりかけていましたが、隣接地のKさんが借りても良いということで相談をしたところ、相談が成立したところであります。
Kさんにつきましては、認定農業者でありまして大規模にミニトマトやバレイショを耕作されている方であり。全ての農地も耕作されていると認められ、常時従事されておりますので要件は充分満たしていると思ひます。

議長 次をお願いします。

9番 樋渡委員 受付番号349号、T・Aさんの件ですが、事務局から冒頭ありましたとおり、法人のMさんが借りていましたが、Aさんから返してくれないかとありまして、合意解約して別の方に貸すというやり方になっています。Mさんの管理そのものは、米作りなど綺麗にされていましたが思うような収益が上がらなかつたということもあります。何故このようになったかとAさんに聞かなければわかりませんが、今回H・Aさんに相談したところです。
H・Aさんは、認定農業者でもあり、農業機械も充分揃っております。今年息子さんが帰ってきて畜産をされます。牛舎も建設中です。30頭ぐらい飼育したいと話されました。農地の利用状況などは充分管理されて何ら問題ないと思ひます。宜しくをお願いします。

10番 平原委員 受付番号350号ですが、Aさんについては前にも出ておりますように、茶を主体に機械等も全部揃っております。この場所はパチンコ屋の上の田で、これまでYさんが作っていましたが、もう耕作しないということでありましたので、隣にAさんが作っておられましたのでAさんをお願いしたところ成立したものでございます。何ら問題ないと思ひます。

議長 只今、4名の委員から調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

黒瀬委員 | 先ほど出ました田代の法人組織のMさんは、法人組織は解散されたのですか。

事務局 | 法人の解散などは来ていません。
合意解約ということです。
農地の合意解約がされたと私は聞いています。合意解約はここでは審議しません。両者の合意により印鑑が押されて来れば合意解約となります。

黒瀬委員 | 法人のことについて冒頭ありましたが。

事務局 | 法人でNファームさんとかMさんとか農業に参入してきて、このような方々は農業を甘く見て参入されるのか解りませんが、すぐに撤退するというのでそのような方の契約については、注意してかかったださいとの意味を込めたものです。

牧原委員 | Mさんについては、これまで多く契約がありました。今からどんどん出てくるのですか。

事務局 (中野) | Mさんについては、耕作放棄地と湿田を点々と借りていらっしやいましたので、なかなか収益が上がらなかったということで、後はゴボウやタケノコなどその他野菜などに切り替えていくということであり、解散するということは聞いておりません。来月辺りから合意解約が出てきて新たな方との結び直しが増えてくるのではないかと思います。

樋渡委員 | Mさんの場合は、最悪の条件の水田でありまして私の営農組合でありましたが、田植機が1日に2回も浸かって、ユンボ等で引き揚げたようなことで、そのような土地が相当多かったです。半分以上は湿田です。耕作放棄地のような処を作られましたので、慣れないこともあり赤字というような状態ではないでしょうか。場所の悪いところは合意解約して返しましょうということです。

事務局 | 後を作る方はいらっしやらないのですね。

牧原委員 | Mさんの借地料はただではなかったですかね。

事務局 (中野) | 今は水稻を作ったので綺麗ですが、後借りられないとまた前の状態に帰ってしまう恐れがあります。

事務局 | その対象農地は、中山間の直接支払いには入っていないのですか。

事務局 (中野) | 入っていません。
場所的には役場の近くですので、町地区にあります。やはり湿田ということで中々耕作者が見つからなくて、1回耕作放棄地になったところがほとんどです。

樋渡委員 | 1枚は2反分近いのがありますが、田植機とかコンバインが浸かってしまうので田植が出来なかったところがあります。

事務局 | 排水とかできないのですか。

樋渡委員 | 少々の排水をしてもダメです。

事務局 (中野) | 甘藷作の方が入ってきましたが、この地域は湿田でありますので甘藷も推進できないのではと思われまます。

議長 | 他にありませんか。

安水委員 | 受付番号364号のK・Oさんですが、農作業の従事日数が150日あり、雇用が300日上がっていますが、半分以下ですが他にも何か仕事をされているのですか。

近川委員 | 今から取り組むということですので、タカナを相当植えているようです。

議長 | この方は宿利原地区のSですが、昨年甘藷とタカナを植えており、タカナを沢山出荷しているようです。

黒瀬委員 | 現在、笠ノ原とか高山とかあちらにも畑を借りて、相当タカナを植えているようです。

事務局 | そちらの部分は、こちらに伝わってきておりません。

鍋委員 | 自分の地区にも3反5畝ほど植えてありますが、ちゃんと管理されてしっかりされています。

議長 他にありませんか。
全委員 なし。
議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。
全委員 はい。
議長 それでは受付番号346号から350号までに賛成の委員の挙手を求めます。
全委員 全委員挙手
議長 全委員賛成でございますので、受付番号346号から350号までは原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局 次に受付番号351号の貸し人は、M・Mさん、K自治会の方です。
申請地は、田代川原森山4766番2、地目は畑、地積は2,515㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり8千円です。
借り人は、K・SさんS自治会の方です。新規です。
調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次に受付番号352号の貸し人は、T・Tさん、K自治会の方です。
申請地は、田代川原土穴4835番2、地目は畑、地積は4,808㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり8千円です。
借り人は、K・SさんK自治会の方です。新規です。
調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次に受付番号353号の貸し人は、M・Sさん、K自治会の方です。
申請地は、田代川原土穴4834番2、地目は畑、地積は3,421㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり8千円です。
借り人は、前号のK・Sさんです。新規です。
調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次の受付番号354号と355号の貸し人は、Y・Mさん鹿屋市在住の方です。
申請地は、田代麓中村上原5558番7、地目は畑、地積は2,259㎡。
次に田代麓中村上原5558番8、地目は畑、地積は3,035㎡、合計で5,294㎡です。

期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり8千円です。
借り人は、前号のK・Sさんです。新規です。
本件の調査員は貫見委員としてありますが、貫見委員は欠席されています。

受付番号356号の貸し人は、K・NさんH自治会の方です。
申請地は、田代川原土穴4834番1、地目は畑、地積は3,213㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり8千円です。
借り人は、前号のK・Sさんです。新規です。
調査員は、14番の猪鹿倉委員をお願いします。

351号から356号まで一括して14番の猪鹿倉委員をお願いします。権利の取得者の要件を中心に調査報告をお願いします。又、白井さんの権利の取得要件に関する補足の報告等がある委員がありましたら関係委員も出して頂けたらと思います。

議長 猪鹿倉委員調査報告をお願いします。

14番猪鹿倉委員 はい。受付番号352号のT・Tさんの件ですが、書類を貰いに行ったら昨年までは前農業委員のT・Tさんが耕作されておりまして、反当たり1万5千円でしたが、タバコを止められるということでSさんが借りられるということでございまして、反当たり8千円で良いかと聞きましたら、借りて貰った方が良いと納得してもらいました。

他の351号、353号、356はこの資料を貰ってから田代支所の事務局に聞きに行ったら、印鑑が貫見委員にお願いしてありましたのでということでありました。自分は初めてでありましたので、説明が出来ないような状態ですが、今後聞きに行かなければならないのでしょうか、その辺りもよろしくをお願いします。

事務局 要件というのは、受け手の部分を見る訳でございます。これは事業関係ではなかったですかね。

事務局 (中野) いいえ。貫見委員が決めてきたものでして、猪鹿倉委員は見えていないということです。

事務局 K・Sさん、K・Sさんについて要件を説明できる方がいらっしゃいましたら、事業がらみであったらその事業でということでこちらは考えていたところですが、関連ということで鈴委員とか安水委員からこの方々の経営内容、農業の実態を話して頂けたら、補足ということで上げてあるところです。

議 長 補足をお願いします。

安水委員 安水の方で捕捉をしたいと思います。K・Sさんですが、S自治会の方に住まわれておりまして、甘藷を中心に耕作されております。それと茶を栽培されております。認定農業者でもあります。田代の方で後出てきますが、沢山利用権設定も組まれておりまして田代地区の方でも色々活動されておりますので、皆さん充分ご承知のことと思いますので問題ないと思います。農業機械等も十分に所有されておりますので間違いないと思います。

K・Sさんですが、K自治会に住まれておりまして活動地点はS自治会の方に両親が住まれておりまして、Sさんは認定農業者でございます。田代地区の方に畑を沢山利用権設定で管理されております。K・Sさんは主要作物として甘藷を中心に作付をされています。機械も充分揃えていますので、利用権設定等の管理など間違いないと思いますので皆様のご審議を宜しくをお願いします。

議 長 只今、調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号351号から356号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号351号から356号までは原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

事務局 次の受付番号357号と358号の貸し人は、M・Kさん、N自治会の方です。申請地は、田代麓湯之谷194番2、地目は田、地積は311㎡。

次に田代麓湯之谷196番1、地目は田、地積は681㎡、合計で992㎡です。期間は、平成24年2月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、全部で5千円です。借り人は、K・KさんU自治会の方です。新規です。調査委員は、3番の東郷委員です。

次の受付番号359号の貸し人は、I・Iさん、B自治会の方です。申請地は、田代麓郷ノ尾3806番1、地目は田、地積は1,636㎡です。期間は、平成24年2月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、8千円です。借り人は、前号のK・Kさんです。新規です。調査委員は、3番の東郷委員です。

次の受付番号360号と361号の貸し人は、S・Kさん、B自治会の方です。申請地は、田代麓湯之谷144番、地目は田、地積は622㎡。

次に田代麓湯之谷145番、地目は田、地積は280㎡、合計で902㎡です。期間は、平成24年2月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、全部で5千円です。借り人は、前号のK・Kさんです。新規です。調査委員は、3番の東郷委員です。

次の受付番号362号と363号の貸し人は、K・Kさん、鹿児島市在住の方です。
申請地は、田代麓郷ノ尾3804番1、地目は田、地積は454㎡。
次に田代麓傘田ヶ迫4021番1、地目は田、地積は1,245㎡のうち869㎡で合計で1,323㎡です。
期間は、平成24年2月1日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、全部で7千円です。
借り人は、前号のK・Kさんです。新規です。
受付番号357号から363号までの調査委員は、3番の東郷委員にお願いします。
調査報告は、権利の取得要件を中心に報告をお願いします。

次の受付番号364号の貸し人は、T・Aさん、K自治会の方です。
申請地は、神川桑迫5069番、地目は畑、地積は2,934㎡です。
期間は、平成24年1月25日から平成27年12月14日までとなっています。
小作料は、使用貸借ということではありません。
借り人は、Y・TさんK自治会の方です。新規です。
19番の徳永委員となっています。権利の取得要件を中心に報告をお願いします。

議長 東郷委員、徳永委員の順に調査報告をお願いします。

3番 東郷委員 はい。報告致します。457号、458号のM・Kさんは、経済連に勤めていらっしゃるが農業は出来ないということで、田を作ってくださいということでございます。10月頃からKさんの名前が出てきていますが、現場に行ってみたら田代生コン社の付近ということで、M・KさんとIさん、Kさんが出来ないということで、出来ない分を借りてまとめてやりたいということです。住所が違っていますが、現場に行ってみたら一緒の処であったということです。
Kさんは、農業機械についても昨年堆肥散布も手作業で行ったら大変苦労したとことで、堆肥散布機も買われております。現在、田も耕運などされてショウガ植えの準備をされておりました。田も綺麗になっていましたので、何ら問題ないと私は思います。審議をお願いします。

議長 徳永委員。

19番 徳永委員 364号の説明を致します。貸人のT・Aさんの場所ですが、ここは町の土捨て場として確保されていた場所で、谷底でしたので工事の残土を盛って埋め立てた場所です。昨年埋立てが終わりまして畑になった訳ですが、残土ですので石等が沢山入っておりという場所で作物は作れないという場所です。Aさんは兼業農家ではありますが、田で米を作ることが主体で畑作の方はお母さんに任せておまして、お母さんが多くは出来ないということでしたので、Y・Tさんと話をしまして、土地が畑になるまでの間、飼料作物を作りたいということになりました。飼料として作るにしても石を除くなど手間がかかるという内容でしたので、それでは畑になるまでの間、3、4年を使用貸借で小作料はゼロで行きましょうということで話が付いた場所です。
Y・Tさんは、肉用牛とバレイショの複合経営をされていますが、認定農業者でもありまして皆倉地区、神川地区に飼料畑を持っておられます。いずれも管理を充分されております。奥さんと2人で充分作業をされております。機械等も持っておられるし、意欲も充分ありますので、管理もしっかりされていますので問題ないと思います。以上です。

議長 只今、調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

平原委員 宜しいですか。
谷底であった処を埋め立てた場合、地目は畑になったのですか。

徳永委員 もともと畑でした。畑であったところ更に土盛をしたものです。

事務局 私は、4年前にこの農地に行きましたが、その時、町が発注した工事の残土をそこに入れて、畑のかさ上げをするということで行きました。その時けっこう石が入っていたのでクレーンがついて、また土を新たに入れた。

徳永委員 入れましたが、石が多いということで石を除去する必要があります。

事務局 最初行った時は、すごく大きな石が入っていましたが、今回はどのようなものですか。

徳永委員 90cmぐらい土を入れましたが、やはり石が出ます。
事務局 石の大きさはどのような物ですか。
徳永委員 大きいのは人の頭ぐらいの物から小さい物まで。
事務局 最初見たときは、これは畑ではないと思いました。
近川委員 小さなことを言えば、埋め立てたら面積も違ってきますが、これは測量などされているのですか。
徳永委員 これは基もとの面積です。土羽で少し勾配が付いていますので、実際の畑としては減少します。
事務局(折久木) 359号のI・IさんとK・Kさんの件ですが、農業委員から利用権設定でも出てきていましたが、町の事業が入るということで農地利用円滑化団体の方から上がってきた申請書の方を審議させていただきました。
議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。
全委員 はい。
議長 それでは受付番号357号から364号に賛成の委員の挙手を求めます。
全委員 全委員挙手
議長 全委員賛成でございますので、受付番号357号から364号までは原案のとおり決定しました。
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請についてを終わります。
以上をもちまして、平成23年度第10回錦江町農業委員会総会の付議事項を終わります。

会長

14番

15番

議事録調整者 折久木まり子